

地価公示の予算の確保等に関する決議（案）

地価公示は、適正な地価の形成を目的として、一般の土地の取引価格の指標、公共事業用地取得時の補償金額の算定、課税評価の基準等様々な基幹的な役割を果たしている。

また、土地・不動産に関連する専門資格を有する専門家等の存在は、適正な土地の利用・管理の確保に不可欠な社会インフラであるが、従業者数の減少傾向や高齢化が進む不動産鑑定士の担い手の確保は、喫緊の課題となってきた。

公的評価に係る鑑定評価報酬については、令和六年度以降の地価公示予算において、必要な地点数（＊）を確保しつつ、報酬単価の引き上げを行うと共に、これを端緒に、地価調査や相続路線価、固定資産税評価にも報酬単価の引き上げの動きが広がってきているところである。今後、特に、不動産鑑定報酬の標準的な目安を示し、地方公共団体を含め多くの公共機関で用いられている公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準の引き上げを進めることにより、公的土地評価全体における不動産鑑定士の処遇改善を急ぐべきである。

＊ 令和7年度地価公示は二六、〇〇〇地点（休止地点を含む）で実施予定。関連業務経費等を含む。

公的土地評価が地価情報インフラの根幹としての役割を着実に果たすため、本議員連盟は、以下、決議する。

記

- 一 地価公示、都道府県地価調査、相続路線価評価、固定資産税評価、競売評価等の公的な鑑定評価について、鑑定評価料の引き上げの動きを堅持すること。
- 一 多くの公共機関で用いられ、影響範囲の広い公共事業に係る不動産鑑定評価報酬基準について、引上げ改定に早急に取り組むと共に、その適正な運用のための周知を図ること。
- 一 不動産鑑定士の将来の担い手を確保し、その専門性を活かして土地・不動産に関わる社会の課題解決に貢献できるよう、不動産鑑定士の業務領域の拡大に向けて必要な施策を講ずること。

令和七年五月二十一日

不動産鑑定士制度推進議員連盟
会長 加藤 勝信